

年 月 日

## 団体登録変更申請書

練馬区長 宛て

(申請者) 団体名 \_\_\_\_\_ 団体番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

ふりがな 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

登録施設名 \_\_\_\_\_

練馬区地域集会施設団体登録要綱第4条の規定により申請した内容について、変更が生じたので、同要綱第8条の規定によりつぎのとおり申請します。

なお、登録要件について、練馬区が住民基本台帳により確認することに同意します。

## ※ 変更した箇所のみ記入

団体の種別	<input type="checkbox"/> 地域登録団体 (登録施設 地区区民館・地域集会所) <input type="checkbox"/> 登録団体		
ふりがな 団体名			
代表者	<input type="checkbox"/> 練馬区施設予約システム利用者登録変更・廃止届兼利用者登録カード紛失届と同じ (同時申請時のみ)		
	ふりがな 氏名		生年月日
	住所		
	ふりがな 電子メールアドレス		
	電話番号		
連絡担当者	<input type="checkbox"/> 練馬区施設予約システム利用者登録変更・廃止届兼利用者登録カード紛失届と同じ (同時申請時のみ)		
	ふりがな 氏名		
	住所		
	ふりがな 電子メールアドレス		
	電話番号		
活動の内容 ※具体的に記入	<input type="checkbox"/> 練馬区施設予約システム利用者登録変更・廃止届兼利用者登録カード紛失届と同じ (同時申請時のみ)		
構成員	別紙構成員名簿のとおり		
	総数 人 (うち区内在住在学在勤者 人)	※地域登録団体のみ 登録施設の住所要件を満たす人数 人	
	氏名	電話番号	
講師 ※講師がいる 場合のみ記入	住所		
	謝礼	円／月・1回・年	

【裏面あり】

会費	円／月・1回・年 (教材費込・別)	入会金	円
備考	団体の活動内容・連絡担当者(氏名・電話番号)の公表	可	・不可

- ※ 添付書類 構成員が変更になった場合は、構成員名簿(氏名・住所の記入があるもの。区内に住所を有していない方で、区内に在勤・在学する方は、勤務先名・学校名、所在地も含めて記載してください。)
- ※ 申請後、登録要件が確認できない場合は代表者および連絡担当者に対し、区から連絡をすることがあります。
- ※ 登録期間中に構成員の年齢到達により、施設予約システムに登録した団体種別が変更になる場合は、施設予約システム利用者登録変更届が必要です。

**【団体登録の確認事項】**※内容を確認のうえ、チェックしてください。

**団体登録申請にあたり、下記の登録要件を遵守し、活動内容以外の利用は行わないことに同意します。**

登録団体が下記の各号のいずれかの要件を満たさなくなった場合、練馬区地域集会施設団体登録要綱第10条の規定により団体登録の承認を取り消すことがあります。

- 1 団体の構成員が5名以上であること。
- 2 構成員の半数以上が区内在住、在勤または在学者であること。
- 3 団体の代表者が区内在住、在勤または在学者であること。
- 4 団体の代表者が15歳以上(中学生を除く。)であること。
- 5 自主的・継続的な活動であること。
- 6 既に届出をしている団体と同一とみなされる団体でないこと。
- 7 構成員が、指導者として謝礼を得て開く教室形式等の活動でないこと。
- 8 営利を目的とする事業またはそれに類する行為を行わないこと。
- 9 特定の政治上の主義および宗教の教義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主な目的としないこと。
- 10 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- 11 その他区長が不適当と認める行為を行わないこと。
- 12 団体登録申請書の内容に偽りがないこと。
- 13 登録団体の名義を譲渡、または転貸しないこと。
- 14 不特定多数の利用者でない(構成員は事前に把握しておく)こと。チラシ(新聞折り込みを含む)・ポスター・ホームページなどで自由参加の参加者を募集しないこと。
- 15 前各号に掲げるもののほか、練馬区地域集会施設団体登録要綱に違反しないこと。

**【区使用欄】** 年 月 日 受付 年 月 日 承認 承認団体番号 No.

団体登録					館長・係長	係員		
団体種別	地域要件	区民等	代表者住所確認	1類団体要件				
登録・地域	/	/	月 確認者 ( )	日 確認 ( )				

代表者の住所確認をした書類【運転免許証・運転経歴証明書・マイナンバーカード・その他( )】

[1類団体要件]

1:免除(高齢者75) 2:減額(障害者) 3:減額(高齢者65) 4:減額(中学生以下) 5:区内一般 6:区内その他